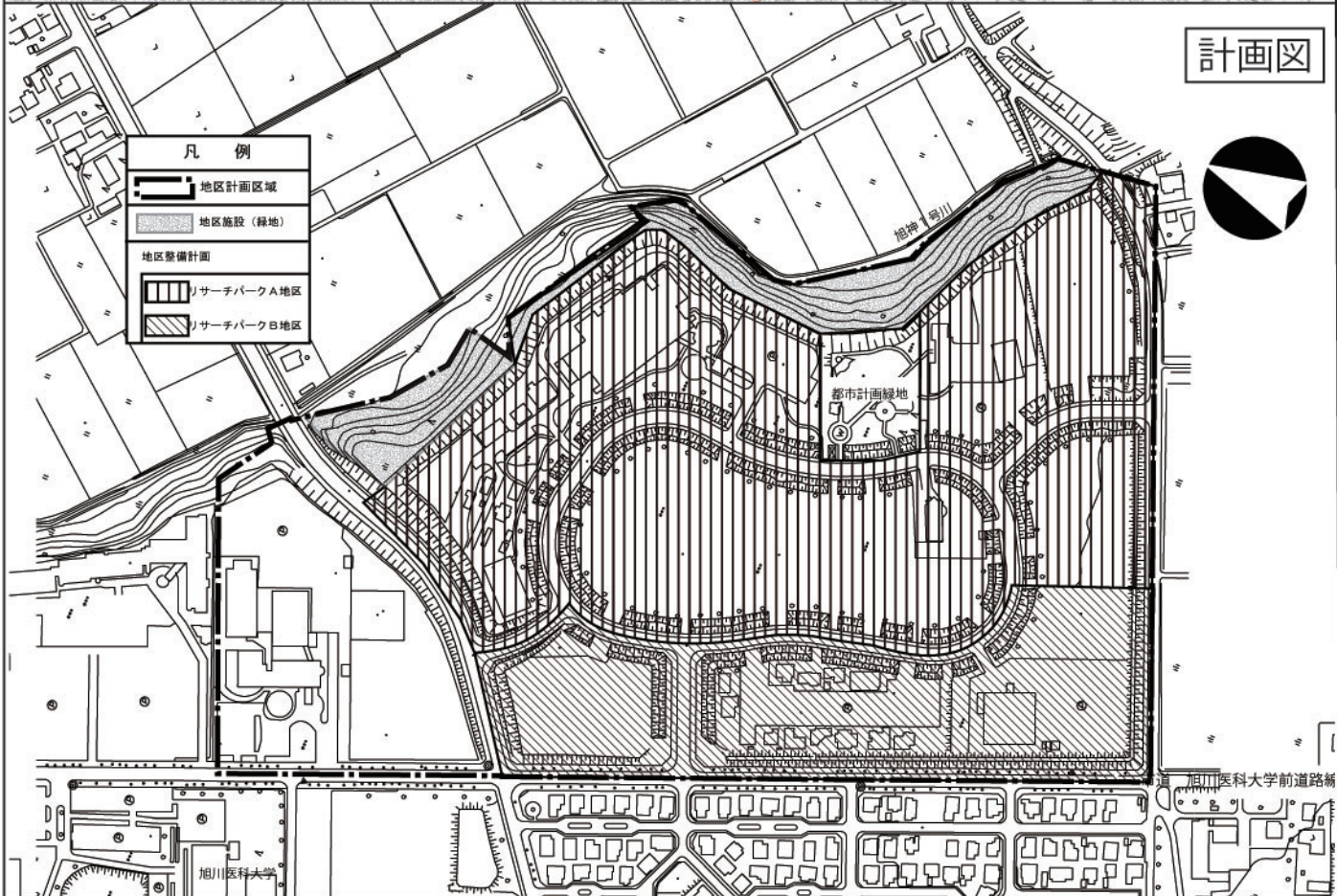


旭川圏都市計画旭川リサーチパーク地区計画の変更 位置図・計画図



旭川圏都市計画地区計画の変更（旭川市決定）

都市計画旭川リサーチパーク地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名称	旭川リサーチパーク地区計画	
位置	旭川市緑が丘東1条2丁目の一部並びに緑が丘東1条3丁目及び緑が丘東1条4丁目の各全部	
区域	計画図表示のとおり	
面積	約22.4ヘクタール	
当地区計画の目標	当地区は、近年の経済の高度化、ソフト化の急速な進展により、技術革新や高度情報社会に対応する新たな新技術産業の振興を進め、本市における産業構造の高度化を促進する目的から開発が進められてきた地区である。 また、当地区は、優れた文教研究地区として旭川医科大学、中小企業大学校、良好な住宅団地等が位置する教育研究環境等に恵まれた地区に隣接しており、これらの環境と融合した閑静で緑豊かな研究・開発業務地の形成を目指している。 このため、本地区計画を定めることにより、旭川リサーチパークの開発理念である「北の生活文化産業の創造」に基づき、土地利用及び建築物の整備を適正に誘導し、周辺環境と調和のとれた良好な市街地の形成を図ることを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	市街地の整備にかかる土地利用計画を基本としつつ、当地区を次の3地区に細区分し、それぞれの地区にふさわしい土地利用を図る。 1 リサーチパークA地区 地域産業の高度化に寄与する事業の集積を目指すとともに、緑豊かな潤いある研究・開発業務地の形成を図る。 2 リサーチパークB地区 隣接する住宅地の居住環境に配慮した、緑豊かな潤いある研究・開発業務地の形成を図る。 3 公共・公益関連地区 公共・公益的な関連施設の立地を目指し、周辺の良好な市街地と調和のとれた地区とする。
	地区施設の整備の方針	地区内の道路及び緑地については、開発事業により整備された機能の維持・保全を図る。 また、当該地区の北側に位置する斜面緑地は、緑豊かな研究・開発業務市街地を創出するための地区施設として地区整備計画に定める。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 研究・開発業務地としての業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 潤いとゆとりある街並みの形成と健全で円滑な研究・開発業務機能の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 敷地の道路及び隣地に面する部分には、植樹等により緑化が図られるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 4 周辺の豊かな緑に恵まれた環境及び良好な居住環境に適合する街並みの形成が図られるよう、「建築物の高さの最高限度」を定める。 5 周辺環境と調和する閑静な街並みにふさわしい景観形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。 6 緑化推進の効果を高め、景観に配慮したまちづくりを行うため、「垣又はさくの構造の制限」を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	緑豊かな研究・開発業務地の形成を図るため、敷地内への植樹等による緑化を積極的に進めるとともに、宅地内の雨水調整池についても維持・保全を図る。

2 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称		旭川リサーチパーク
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積		約16.7ヘクタール
	地区施設の配置及び面積	緑地	緑地 約16,000平方メートル 配置は、計画図表示のとおり
	建築物等に関する事項	地区の細区分(計画図表示のとおり)	リサーチパークA地区
		建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅（管理用のものを除く。） 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿（就業者のための附属施設として建築物内に設ける寄宿舎を除く。） 3 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、幼保連携型認定こども園、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（就業者のための附属施設として建築物内に設ける保育所を除く。） 6 病院又は診療所（就業者のための附属施設として建築物内に設ける診療所を除く。） 7 店舗（就業者のための附属施設として建築物内に設ける店舗を除く。） 8 飲食店（就業者のための附属施設として建築物内に設ける飲食店を除く。） 9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの 11 ホテル又は旅館 12 自動車教習所 13 劇場、映画館、演芸場、観覧場その他これらに類するもの 14 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 15 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2で定めるもの 16 カラオケボックスその他これに類するもの 17 建築基準法別表第2(リ)項第3号又は第4号に掲げるもの
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000平方メートル
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線（道路の隅切り部分を除く。）までの距離の最低限度は、次に掲げるとおりとする。 1 道路の境界線 10メートル 2 隣地境界線 5メートル
		建築物の高さの最高限度	最高の高さ 20メートル
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁若しくは屋根又は広告物は、刺激的な色彩又は装飾を避け、美観風致を損なわないものとしなければならない。 2 壁面広告物は、建築物に表示し、又は設置するときは、その建築物の高さを超えないものとしなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	垣又はさくを設けるときは、見通し可能なフェンス等又は生け垣とし、かつ、その位置は、道路の境界線からの距離が10メートル以上としなければならない。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分(計画図表示のとおり)	リサーチパークB地区
		建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅（管理用のものを除く。） 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿（就業者のための附属施設として建築物内に設ける寄宿舎を除く。） 3 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、幼保連携型認定こども園、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（就業者のための附属施設として建築物内に設ける保育所を除く。） 6 病院又は診療所（就業者のための附属施設として建築物内に設ける診療所を除く。） 7 店舗（就業者のための附属施設として建築物内に設ける店舗を除く。） 8 飲食店（就業者のための附属施設として建築物内に設ける飲食店を除く。） 9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの 11 ホテル又は旅館 12 自動車教習所 13 劇場、映画館、演芸場、観覧場その他これらに類するもの 14 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 15 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2で定めるもの 16 カラオケボックスその他これに類するもの 17 建築基準法別表第2(へ)項第2号に掲げるもの 18 建築基準法別表第2(り)項第3号又は第4号に掲げるもの
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000平方メートル
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線（道路の隅切り部分を除く。）までの距離の最低限度は、次に掲げるとおりとする。 1 道路の境界線 10メートル 2 隣地境界線 5メートル
		建築物の高さの最高限度	最高の高さ 20メートル
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁若しくは屋根又は広告物は、刺激的な色彩又は装飾を避け、美観風致を損なわないものとしなければならない。 2 壁面広告物は、建築物に表示し、又は設置するときは、その建築物の高さを超えないものとしなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	垣又はさくを設けるときは、生け垣又は見通し可能なフェンス等とし、かつ、その位置は、道路の境界線からの距離が10メートル以上としなければならない。
備考		1 この地区計画において、「広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の屋外広告物又は屋外広告物を表示し、若しくは掲出する物件（建築物を除く。）をいうものとし、広告物に関する用語の意義は、旭川市屋外広告物条例（平成11年旭川市条例第57号）別表による。 2 前項に掲げる以外の用語の定義及び面積、高さ等の算定方法は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定による。ただし、この地区計画において、別	